規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「四半期連結財務諸表提出会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（各負債の範囲）

第四十八条　財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前	改正後
別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） （日本工業規格Ａ４） 第　期事業報告書（　年　月　日から 年　月　日まで） 年　月　日提出 商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 （注意事項） 事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。 １　業務の状況 ［⑴～㉕　同左］ ２　経理の状況 （記載要領） ［１～７　同左］ （様式Ａ） （日本工業規格Ａ４） ⑴　貸　借　対　照　表 年　月　日現在 （単位：千円） 科目／金額／科目／金額 （資産の部）／／（負債の部）／／ 流動資産／／流動負債／／ ［同左］／／［同左］／／ 未払法人税等／／ 繰延税金負債／／	**別紙様式第十二号**（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） （日本工業規格Ａ４） 第　期事業報告書（　年　月　日から 年　月　日まで） 年　月　日提出 商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 （注意事項） 事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。 １　業務の状況 ［⑴～㉕　同左］ ２　経理の状況 （記載要領） ［１～７　同左］ （様式Ａ） （日本工業規格Ａ４） ⑴　貸　借　対　照　表 年　月　日現在 （単位：千円） 科目／金額／科目／金額 （資産の部）／／（負債の部）／／ 流動資産／／流動負債／／ ［略］／／［略］／／ 未払法人税等／／